



CONTENTS

- 1-4 ・ 2024年度 愛知産業安全衛生大会
 - ・ 愛知健康安全交流会×愛知労働局 安全週間特別イベント「異業種交流パネル事例展“はこぶしごと”」開催報告
- 5 ・ 人事異動
 - ・ 愛知労働局 小林新局長が就任会見を行いました
 - ・ 全国安全週間 愛知労働局長が安全と環境の両立した対策をパトロールしました
- 6 ・ 災害発生状況
 - ・ 愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃が改定されます
- 7 ・ 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の改正について
 - ・ 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内について
 - ・ 個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について
- 8 ・ 令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について
 - ・ キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」ができました
- 9 ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されます
 - ・ 育児・介護休業法が改正（2025年4月1日より段階的に施行）
 - ・ 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう
- 10 ・ 連載 第5回（全6回） ハラスメントのこと 井奥 善久 氏（愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課長）
- 11 ・ 連載 第3回（全6回） 厚生労働省だけではなく、助成金の活用について【その①】 アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏
- 12 ・ 「令和6年度の“労働の動向”を聴くセミナー」ウィルあいちで無料開催
- 13 ・ 毎年8月は“労働基準協会労働相談業務周知月間”です
- 14 ・ 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを産業技術センター交流ホールで開催
 - ・ <緊急開催>安全衛生管理・リスクアセスメント特別相談会を開催します
- 15 ・ 技能講習等講習会予定表

2024年度 愛知産業



当協会は、7月4日（木）に岡谷鋼機名古屋公会堂大ホールにおいて、870名の参加を得て「2024年度愛知産業安全衛生大会」を開催しました。当日は、開会式、大会宣言のほか、愛知労働局による表彰式、基調講演、事例発表や特別講演が行われました。

1 開会式・表彰式・大会宣言

(1) 開会式



当協会の山崎聡志会長が開会の挨拶を行いました。

本日はお忙しい中、このように多数の皆さまにご参加をいただきまして、誠に有難

うございます。昨年は、全国の産業安全衛生大会をここの名古屋で行いましたことから、本大会を開催しておりませんので、愛知県の大会としては、2年ぶりの開催となります。

去る7月1日から、第97回の全国安全週間が始まっておりますが、今年のスローガンは「危険に気付くあなたの目、そして摘み取る危険の芽、みんなで築く職場の安全」となっております。本大会もこれに呼应し、全ての働く方々が、安全に働くことができる職場、この実現を目指して開催いたします。

本大会の開催にあたり、ご尽力いただきました愛知労働局および各事業所、また、各地区の労働基準協会の皆さま、さらには、本日ご臨席を賜りましたご来賓の皆さま方には、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、労働災害の撲滅と安全衛生活動の向上は、いつ、いかなる状況にあっても変わる事のない、産業社会の根幹をなすべきものであります。そして、働く人とそのご家族、また企業にとりましても、安全に健康で働くことができる、ということが一番の願いであることに変わりはありません。

私どもは、本大会を契機に、「労働災害の撲滅と安全衛生活動の一層の向上」を図るべく、皆さまとともに努力してまいりたいと、その決意を新たにします。

愛知労働局では、「安全経営あいち」というキャッチフレーズのもと、安全は経営の視点の1つであるという観点から、現場主体の安全管理活動に加え、各事業者のトップダウンによる管理を提唱されています。当協会もこの理念をできる限り広く共有したいと考えており、今回初めての取り組みとして、愛知労働局と共催で、本会場入口左側のエリアに、「運ぶ」をテーマとした様々な改善事例を紹介するイベントを実施しております。ぜひ足をお運びいただければ、と思います。

また、本日のプログラムにおきましては、愛知労働局による表彰式、高橋労働基準部長様からの労働安全衛生行政の動向に関する基調講演に続きまして、化学物質の自律的管理に関し、第一線でご活躍の方からの事例発表やご講演をお願いしております。化学物質の自律的管理につきましては、本年4月から法令が施行され、化学物質管理者の選任が義務化されるなどの対応が求められておりますが、未だその内容が十分に浸透しているとは言い難いと感じておりますので、本大会を契機に理解が広がればと考えております。また、最後には、スポーツジャーナリストの中西哲生様から「さらなる成長に向けて」と題した特別講演も予定しておりますので、お楽しみいただきたいと思います。

最後になりますが、本大会にご参集いただいている皆さまは、日頃から各事業所において、安全衛生の推進にご尽力いただいている方々であろうと思います。皆さまの日頃のご努力に改めて敬意を表しますとともに、今後も愛知労働局ならびに当協会の取り組みにご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、愛知労働局長の阿部充様より来賓を代表して、ご挨拶をいただきました。



本日、大会が盛大に開催されましたことにお祝いを申し上げますとともに、本大会を主催された愛知労働基準協会、大会の運営にご尽力なされた各事業場

の方々に心から敬意を表します。

また、本日ご参加の皆様方には、日頃から愛知労働局の行政運営、とりわけ労働災害の防止にご理解・ご協力を賜っておりますことを非常に心強く思い、厚く御礼を申し

安全衛生大会

<日 時> 2024年7月4日(木)
12時40分～16時10分
<場 所> 岡谷鋼機名古屋公会堂
大ホール
<参加者> 870名

上げます。

さて、労働災害の発生状況につきましては、愛知県における令和5年の労働災害の発生状況は死亡災害35人（令和4年37人）、死亡・休業4日以上死傷災害7,817人、（令和4年7,589人）となり、愛知労働局が策定し、推進を図っている「第14次労働災害防止推進計画」の目標である「2027年までの早期に死亡災害について年間25人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害については、死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。」に対し、死亡災害では前年より減少したものの目標を大きく上回っており、死傷災害についても目標達成に向けて更なる取組が必要な状況であると認識しています。

このため、愛知労働局では第14次労働災害防止推進計画において働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにするため、「自律」と「ポジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すのみにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていくこととしています。

この理念をより理解いただくため、令和5年度に「安全経営あいち®」を商標登録し、「安全経営あいち®」の拡張・深化を図るため、異業種交流会等を開催するとともに「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用をさらに進めてまいりますので、皆様には、ぜひとも「安全経営あいち®」にご賛同いただくと幸いです。

また、昨年愛知県内では熱中症による死傷災害が60人（死亡者数0人）発生しており、本格的な夏場を間近に控え、熱中症の増加が危惧されるところです。

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を5月から展開しており、7月を重点取組期間として、暑さ指数に応じたこまめな休憩や水分補給などの管理対策を呼びかけておりますので、熱中症予防への取り組みをお願いします。

さて、この後、表彰式で厚生労働大臣表彰の披露、愛知労働局長表彰の授与をさせていただきますが、受賞されました皆様にはお祝い申し上げます。受賞者皆様の不断の努力が他の事業場の模範につながり、愛知県内の事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献いただいていることに心より敬意を表します。

最後に、今後も愛知労働局の取組に一層のご理解・ご協力を賜りますことと、皆様の事業場における安全衛生管理

の向上、皆様方の益々の御健勝とご活躍を心より祈念いたします。

(2) 表彰式 <愛知労働局>

愛知労働局により、安全衛生に係る優良事業場等の表彰式が行われました。

<厚生労働大臣賞>

まず、厚生労働大臣優良賞（安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社大林組名古屋支店 社会医療法人杏嶺会一宮西病院増築工事です。※7月1日にLEVEL XXI東京會館での中央表彰式にて受賞しました。

また、奨励賞（安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社デンソー 善明製作所です。※7月1日にLEVEL XXI東京會館での中央表彰式にて受賞しました。



<愛知労働局長賞>

次に、愛知労働局長優良賞受賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社JERA 知多第二火力発電所が受賞しました。

また、同奨励賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業）は、株式会社リバーズ、愛知機械工業株式会社 大江工場、株式会社トーエネック 本店別館、カネ美食品株式会社 本社、株式会社メイキコウ、マルヤス工業株式会社 御津工場、大和化成工業株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社アスデックス、株式会社TDEC、東海部品工業株式会社 本社工場、株式会社東海理化電機製作所 本社・本社工場、東レ株式会社 愛知工場、豊田化学工業株式会社 本社が受賞しました。

同じく、同功績賞（地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当

該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人)は、森西洋平氏(愛知労働局 粉じん対策指導委員)、豊田勝己氏(建設業労働災害防止協会 愛知県支部 豊橋分会 前分会長)が受賞しました。

同じく、同安全衛生推進賞(地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人)は、田島真一氏(公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 愛知県支部 事務局長)、前田和弘氏(港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部駐在 安全管理員)が受賞しました。

(3) 表彰式 <愛知健康安全交流会>

愛知健康安全交流会の活性化の一環として、会員事業場の中から、安全健康活動に顕著で他の模範となる事業場および個人を表彰し、会員事業場の安全健康水準の向上と発展に寄与することを目的としています。

次の方々が、受賞しました。

優良賞

- ・川崎重工業株式会社
航空宇宙システムカンパニー 岐阜工場
- ・株式会社ソー

功労賞

- ・田中拓也(元大同メタル工業株式会社 環境安全・カーボンニュートラル 推進センター部長)



(4) 大会宣言



平松岳人(当協会副会長)が以下の大会宣言(案)を朗読し、満場一致で採択されました。

2024年度愛知産業安全衛生大会 大会宣言

愛知県における2023年の労働災害について、死亡者数は前年比2名減少の35名と、減少しましたが、休業4日以上の死傷災害は、前年比3.0%増の228名の増加となり、7,817名の方が被災されました。

このような状況下、「第14次労働災害防止推進計画」の二年目となる今年度は、「2027年までに、死亡者数について、早期に年間25名を下回りさらなる減少を目指す。

死傷災害については2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。」の目標達成に向けて、製造業、建設業での重篤災害防止に対し、積極的なリスクアセスメントの実施や、自律的な化学物質管理の理解および正しい運用が求められます。

安全と健康の確保は、いかなる時代にあっても産業社会の根幹をなすものであり、働く人とその家族、そして企業にとって一番の願いであることに変わりはありません。

愛知労働局では、事業運営と一体となった「安全経営」の理念を導入し、リスクアセスメントのプロセスを活用して安全衛生管理の推進と生産性等の向上を図ろうとしています。

私たちは、心身ともに健康で、安全な環境で働ける職場の実現に向け、経営トップの強いリーダーシップのもと、「安全経営あいち[®]」の理念を実践し、現場の実態把握につとめなければなりません。

また、今年度も地球温暖化やエルニーニョ現象により、全国的に気温が高くなり、猛暑日が増えると予想されています。夏場においては、「熱中症」の危険性が増すとともに、集中力の低下による労働災害が発生しやすい時期です。熱中症の正しい知識を身につけて体調の変化に気を配り、早めの水分補給や周囲の声掛けなど「自律的な管理」により熱中症の撲滅に向けた対策が重要です。

本年度の全国安全週間のスローガン「危険に気付く あなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のもと、労使一体となり、労働災害の防止に努め、第14次防の目標達成に向けて、安全で健康な職場づくりに全力をあげて邁進することを誓い、2024年度 愛知産業安全衛生大会 参加者の総意により宣言します。

2024年7月4日

2024年度愛知産業安全衛生大会

2 基調講演

愛知労働局労働基準部長の高橋嘉寿満氏より、「労働安



全衛生行政の動向について～安全経営あいち[®]の拡張と深化～」と題して、講演をいただきました。

最初に、労働災害の発生状況等として、発生件数(死亡・死傷)の推移、死傷者数(業種別・事故の型別)の推移について、社会福祉施設ではここ10年間で約2倍に増加し、商業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業

において増加が目立つ。また、はさまれ・巻き込まれ災害は、長期的に減少し、全業種の課題である転倒・動作の反動は増加が続いている。

業務上疾病発生状況では、令和5年の愛知県内の熱中症による死傷者数は60人と対前年比で14人増加しているため、5月20日に愛知労働局長による熱中症撲滅に向けたパトロールを実施し、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間（5月～9月）の初頭からの周知啓発を重要視している。

愛知労働局版第14次労働災害防止推進計画では、アウトプット指標は「『安全経営あいち賛同事業場』2,000事業場以上」とし、アウトカム指標を「死亡災害は早期に25人を下回る、死傷災害は増加傾向に歯止めをかけ死傷年千人率を減少に転ずる」こととして、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングの実現をねらいとしている。推進計画の取組として、安全経営あいち推進大会2024を開催する。

3 講演



株式会社東海分析化学研究所 大場恵史氏より、「リスクアセスメントによる化学物質の自律的管理～新濃度基準値設定物質取扱作業場事例

紹介～」と題して、講演がありました。

令和4年改正省令により、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化され、リスクアセスメント対象

物のうち、濃度基準値設定物質については、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とすることとされた。

講演では、新たに濃度基準値が設定された3物質について、実際の取扱作業場において確認測定（濃度基準値以下であることを確認するための測定）を行い、それぞれの作業態様に応じた採取方法、分析方法等の説明が行われました。

4 事例発表



株式会社アイシン安全健康推進部安全衛生・防火室 衛生G主幹 前田昌宏氏により、「化学物質の自律的な管理におけるひとづくり」と題し

て、事例発表がありました。

講演では、化学物質規制の法令改正内容と自律的管理に必要な力量、自律的管理に向けたアイシンの化学物質管理体制概要、自律的管理とは「ひとへのばく露の最小化の目線を持った人材」を育成すること、どのようにばく露の最小化の目線を身につけてもらうかについて、説明が行われました。

5 特別講演

アスリート・スポーツジャーナリスト・パーソナルコーチの中西哲生氏により、「さらなる成長に向けて」と題して、自身の経験を踏まえた大変参考になるお話がありました。

愛知健康安全交流会×愛知労働局 安全週間特別イベント 「異業種交流パネル事例展“はこぶしごと”」開催報告

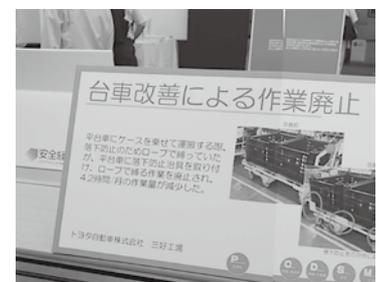
2024年7月4日（木）、岡谷鋼機名古屋公会堂1階において、愛知健康安全交流会主催、あいち安全経営本舗共催により、「異業種交流 パネル展示展“はこぶしごと”」を開催し、全業種にわたり産業活動に欠かせない「運ぶ」をテーマに、様々な改善事例を紹介しました。

当日、岡谷鋼機名古屋公会堂大ホールでは、当協会主催による「2024年度愛知産業安全衛生大会」が行われ、開演前、休憩時間、開演後に約150名の方が事例展にご来場いただきました。

改善事例は、重量物を取り付ける二人作業を専用セット用台車使用により一人作業に改善した事例や製品箱を半回転させる人力作業をからくりにより自動作業に改善した事例等、パネル掲出の形で紹介しました。

各パネルには、改善された効果について、安全経営あいち[®]（リスクアセスメントを通じて、安全管理を経営課題ととらえ、生産性（Productivity）、品質（Quality）、原価・経済性（Cost）、納期・生産量（Delivery）、安全（Safety）、士気（Morale）、環境（Environment）と一体的かつ戦略的に管理する経営理念）の視点（P・Q・C・D・S・M・E）が一目で分かるように整理・統一してありました。

次回、11月19日（火）、「産業保健フォーラムin あいち 2024」（於：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）小ホール）の終了後、産業保健（健診事後措置、化学物質管理等）に係る座談会を開催する予定です。



令和6年7月5日付（敬称略）

	新所属・職名	氏名	旧所属・職名
転入	愛知労働局長	小林 洋子	厚生労働省労働基準局安全衛生部長
転出	厚生労働省大臣官房付 （同日付け退職）	阿部 充	愛知労働局長

※本誌9月号に小林新局長の就任ごあいさつを掲載させていただきます。

愛知労働局 小林新局長が就任会見を行いました

愛知労働局の小林 洋子新局長が、7月18日就任会見を行いました。

着任にあたり重点課題として、①最低賃金、賃金引き上げに向けた支援 また非正規雇用労働者の処遇改善、②リスキリング（学び直し）によるデジタル分野の人材育成、③多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり、についてお話がありました。

また、愛知労働局で初の女性局長として「仕事をしていくうえで、あまり女性ということは意識していないが、愛知県内の女性活躍推進のPRに自分が資するのであれば、それは大変ありがたいなと思っております。」とのお話もありました。

小林局長は、奈良県出身で1989年労働省（現厚生労働省）入省。これまでに女性活躍推進法の制定（厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長）などに携わる。前厚生労働省労働基準局安全衛生部長を経て、7月5日に愛知労働局長に就任しました。



全国安全週間 愛知労働局長が安全と環境の両立した対策をパトロールしました

愛知労働局は、令和6年度第97回全国安全週間（7月1日～7日）にあたって、7月1日に三菱重工サーマルシステムズ株式会社（清須市）において、昨年度、愛知労働局長優良賞（地域の中で安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるもの）を受賞した同事業場をパトロールしました。

今回のパトロールでは、職場環境改善・製品の品質改善が、労働災害防止対策につながる改善事例を確認しました。

最初に、製品のボルト締め作業場では、作業高さの調整に際し、クレーンによるつり上げ作業からリフターによる作業に変更し、安全性、生産性を向上させました。また、ボルト締め作業では、デジタル技術を活用していました。

部品の洗浄作業場では、洗浄設備の廃熱を空調に活用し、CO₂排出の削減と作業場の冷風送気による職場環境改善を両立させるなどの好事例の視察を行いました。

また、工場には指差呼称体感機により指差呼称の必要性、重要性を体感できるようになっており、実際に阿部(前)局長が体験されました。



リフター上の製品をボルト締める状況



廃熱を利用した冷風設備の状況



阿部(前)局長による指差呼称体感機の体験

パトロールの最後に、阿部(前)局長からは、「設備改善などにおいて、安全性の向上だけでなく、環境等が同時に改善された好事例等を拝見しました。本日のパトロール公開を通じて、他の事業場におかれましては、全国安全週間を契機に自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた一層の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。」とのお話がありました。

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和6年7月8日現在)

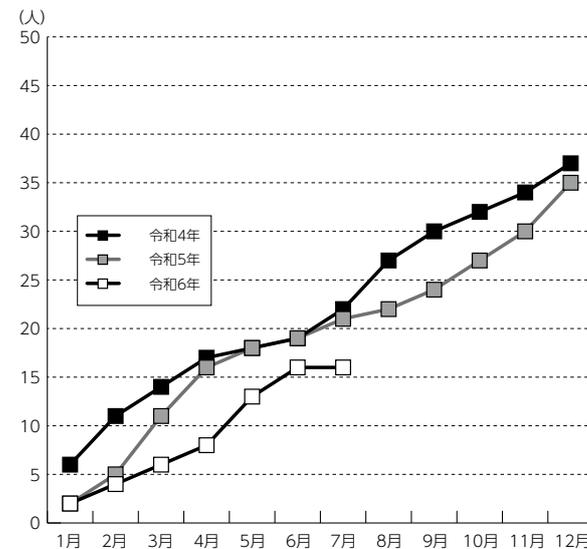
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R6.6.11. 9:20	崩壊・倒壊 金属材料	鉄骨柱材のケレン掛けを行うにあたり、鉄骨柱材を掴んで身体を支えながら行ったところ、被災者が作業を行っていた鉄骨柱材と被災者後方にあった別の鉄骨柱材の間に挟まれるように倒れ、負傷し、その後死亡した。		
	事業場規模	9名以下	業種 商業	70代 派遣労働者 経験 10年
R6.6.18. 9:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	乗用車で走行中、雨で路面が濡れていたためスリップし、ガードレールに衝突した。後部座席にいた被災者が車外に投げ出され、亡くなったもの。		
	事業場規模	9名以下	業種 商業	60代 その他の職種 経験 12年
R6.6.18. 15:57	墜落・転落 はしご等	脚立(高さ1.7m)上で建物営繕作業を行っていたところ、バランスを崩して墜落したものの。		
	事業場規模	9名以下	業種 建築工事業(木建以外)	60代 大工 経験 52年

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和6年7月8日現在の速報値)

令和6年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製造業	製造業	3		8
	食品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		2	3
	金属製品			
	一般・電気・輸送用	1		
建設業	その他	2	2	5
	建設業	5	2 (1)	6 (1)
	土木工事業			
	建築工事業	4	2 (1)	6 (1)
陸上貨物運送事業	その他	1		
	陸上貨物運送事業	1	3	10 (3)
商業	卸売業	5 (3)	2 (1)	4 (2)
	小売業	1	1	2
	その他	2 (1)	1 (1)	2 (2)
	その他	2 (2)		
清掃・と畜業	1	2	4	
上記以外の事業	1	2 (1)	3 (1)	
合計		16 (3)	15 (3)	35 (7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃が改定されます (効力発生の日 令和6年8月2日)

愛知労働局

愛知県内で、車両電気配線装置製造業に従事する家内労働者の方々に適用される最低工賃が、次のとおり改定されますのでお知らせします。

最低工賃額：次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

業務	内容	規格	金額	(参考) 引上額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき47銭	7銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき58銭	9銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき68銭	10銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき78銭	12銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき37銭	7銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき70銭	11銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき79銭	8銭
防水栓通し	カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。(手工具を使用せずに行うものに限る。)		1本につき61銭	13銭

適用される家内労働者は、愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者の方々です。

上記の家内労働者に委託する委託者(愛知県内外を問わず)は、上記の最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃についての照会・相談先 愛知労働局労働基準部賃金課 (TEL 052-972-0258) または最寄りの労働基準監督署

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の改正について

愛知労働局

標題の指針は、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメントをしなければならない労働安全衛生法施行令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物）を製造し、又は取り扱う事業者において、労働安全衛生規則等の規定が円滑かつ適切に実施されるよう、同規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」）及びその適用、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法並びに有効な保護具の適切な選択及び使用等について、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したものです。

今回、次のとおり告示と指針が改正されました。

- 1 濃度基準告示 【適用：令和7年10月1日～】
濃度基準告示の別表に掲げる「物の種類」に新たにアクリル酸等112物質が追加されました。
- 2 技術上の指針 【適用：令和6年5月8日～、指針の別表1・別表2は令和7年10月1日～】
上記1の濃度基準告示の改正を踏まえ、所要の改正が行われました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

告示、公示、告示の施行通達、公示の施行通達

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

個人ばく露測定定着促進補助金のご案内について

愛知労働局

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金

検索



個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について

愛知労働局

個人事業者等は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が策定されました。

詳しくは、厚生労働省ホームページを参照してください。

個人事業者等の健康管理に関するガイドライン

検索



令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について

同顕彰は、厚生労働省が、毎年、一定の技能と経験を有し、担当する現場または部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する方（職長等）を顕彰することで、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的としています。

当協会は、同顕彰に係る一次審査団体として、最大2名の候補者の方を推薦することができます。所属する職長等の推薦を希望される事業場は、ぜひご応募いただきますようお願いいたします。応募の手順など詳細は当協会ホームページ（https://www.airouki.or.jp/news/cat26/post_60.html）でご確認ください（応募期日：9月12日（木））。

キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」ができました

愛知労働局

事業主の皆様へ 厚生労働省 ひと、くらし、かいたのために
Ministry of Health, Labour and Welfare
LOGO201 No. 6 [令和6年2月版]

年収の壁対策として
労働者1人につき**最大50万円**助成します！

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

↓

事業主の皆様の手不足の解消へ！

年収の壁

出典：政府広報オンライン（https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html）

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円(注)
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円(注)
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

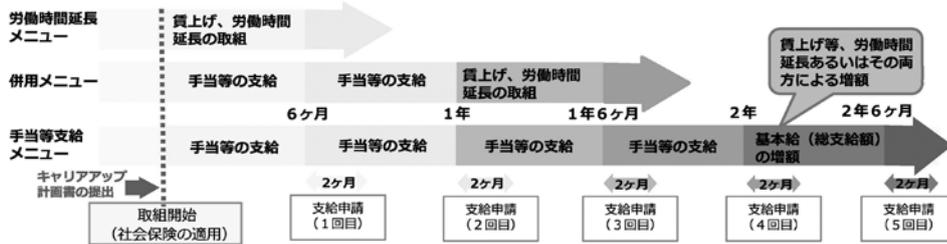
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。
(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



本年10月より、労働者数51人以上100人未満の企業でも、パート・アルバイトの人が一定の要件を満たす場合には、社会保険の加入が必要となります。新たに社会保険加入することによるメリットはありますが、一方で新たに保険料負担が生じ、手取り賃金の減少となるため、労働者が社会保険加入要件を満たさないように就業調整を行うことが増加することが想定されます。

厚生労働省では、このような「年収の壁」対策として、昨年10月からキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、企業に対し利用勧奨をしているところです。

制度の概要やリーフレット・パンフレット等については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

【キャリアアップ助成金紹介ページ】



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されます

愛知労働局

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されることとなりました。

その内容は

- ①フリーランスの方と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
 - ・ 仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則 60 日以内での報酬の支払いの義務付け
 - ・ 成果物の受領拒否や報酬減額等を禁止
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
 - ・ 育児 介護等との両立への配慮
 - ・ ハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付け
- などです。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



【厚生労働省ホームページ】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

育児・介護休業法が改正（2025年4月1日より段階的に施行）

愛知労働局

令和6年（2024年）5月に育児・介護休業法が改正、令和7年4月1日から段階的に施行されることとなりました。

その内容は、

- ①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
 - ・ 取得促進のための子の出生直後の柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
 - ・ 所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
 - ・ 育児のためのテレワークの導入の努力義務化
 - ・ 子の看護休暇の見直し
 - ・ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化
- ②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
 - ・ 従業員300人超の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化
 - ・ 次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長
 - ・ 一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化
- ③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
 - ・ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

などです。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

育児・介護休業法が改正されました ～令和7年4月1日から段階的に施行～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

愛知労働局

厚生労働省では、この夏季における年次有給休暇の取得促進のための取組を行っています。

- ①計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度
 - ②労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の活用
- 等、年次有給休暇を積極的に取得することにより働き方・休み方の見直しを促すよう、広報や労使への働きかけを行うこととしております。
- ポスター及びリーフレットを「年次有給休暇取得促進特設サイト」に掲載しておりますので、御活用ください。

【年次有給休暇取得促進特設サイト】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



皆さん、〇〇ハラと聞いて、先ず最初に思い浮かべるのは、何でしょうか？一般的には、パワーハラ（パワーハラスメント）やセクハラ（セクシュアルハラスメント）かな、と思いますが、それ以外にもマタハラ（マタニティハラスメント）、モラハラ（モラルハラスメント）、カスハラ（カスタマーハラスメント）等、列挙していくと、様々なハラスメントがあることが分かります。

昔（と言っても筆者がまだ学生だった昭和の時代ですが…）は、ハラスメントは当たり前のように蔓延っていたようにも思いますが、現在では、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは、社会的にあってはならないだけでなく、法律により一定の規制が定められています。

企業の中で労働者が働く場合、組織の中で働くため、人間関係の中で、特定の労働者に対するハラスメントが生じる場合があります。そのようなハラスメントの問題で労働局や労働基準監督署の窓口への相談件数は非常に多くなっており、労働者も良い人間関係（上司や同僚との）の中で働きたい、と願っている事の裏返しなのではないかと思えます。

冒頭で、「法律により一定の規制が定められている」と記載しましたが、法律の文言を以下、抜粋します。

例えば、パワーハラスメントについては、労働施策総合推進法の中で

（雇用管理上の措置等）

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

とされています。

ここで、職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

個別の事案について職場におけるパワーハラスメントの該当性を判断するに当たっては、「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動かどうかを総合的に考慮するほか、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要とされています。

パワーハラスメントの3要素の具体的な内容や、企業内で発生しないように、企業はどのように予防措置を講じるべきなのか、それらはパワーハラ防止指針の中に記載されています。次にパワーハラ防止指針について若干触れます。

指針では、職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置として

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
 - ・そのほか併せて講ずべき措置として
相談者、行為者等のプライバシー保護
相談したことを理由とした不利益取扱いをされないことの周知、啓発
- が明記されています。

指針にはこれ以外にも、パワーハラスメントに該当するかどうかの代表的な言動の類型ごとの例や、事業主・労働者の責務、パワーハラスメントを予防するための望ましい取組等が規定されています。

企業の中で、法令、指針に基づくパワーハラスメント防止措置を講じることは、企業規模に係わらず義務となっています。企業の皆さまにおかれましては、改めて、自社の措置内容をご確認いただき、法令や指針に照らして問題はないかご確認いただくとともに、万一、個別事案が発生した時の対応の流れをシミュレーションしていただくと良いと思います。

なお、今回については、パワーハラスメントを主に記載しましたが、セクシュアルハラスメント等、他のハラスメントについても、法律上、事業主の義務として防止措置が定められています。法律の内容等について確認したい場合には、愛知労働局雇用環境・均等部指導課（052-857-0312）にお問い合わせください。よろしくお願いたします。

愛知労働局雇用環境・均等部では、令和4年度の個別労働紛争解決援助制度等の施行状況（相談、助言・指導、あっせん等の件数等）を公表しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kobetuhunsou_20200702_001_00007.html





厚生労働省だけではない、助成金の活用について【その①】

アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏

新型コロナウイルスの対応の期間中は、「雇用調整助成金」（従業員を休業させた際の給与を補助する）などを活用されたことと思います。“コロナ後”の今でも活用できる厚生労働省の助成金は多くありますが、今回は【その①】と題して、愛知県や名古屋市が独自に展開している内容についてご紹介できればと思います。

まず最初に、今年は既に申請期間が終了してしまっていますが、『中小企業デジタル活用支援補助金』についてご紹介致します。

名古屋市内の企業の中小企業者のデジタル化を促進するため、デジタル技術を活用した販路開拓や生産性の向上等により、経営課題の解決を目指す事業に要したソフトウェア等の導入費、設備費、ロボット導入経費（産業用ドローンを含む）の一部を補助される、“IT導入補助金”に似たような補助金です。

毎年、公益財団法人名古屋産業振興公社が実施しており、例年6月～7月だけの短期間の受付になりますが、人材不足の中“DX化”に取り組むことなどがあれば、活用しやすいものになると思いますので、次年度の計画として、ご検討頂けると良いと思います。



(名古屋市リーフレット)

続いては、『中小企業男性育児休業取得促進奨励金』です。

名前の通り、男性の育児休業を行う企業をサポートする制度で愛知県労働局労働福祉課が所管で行っており、愛知県内に事業所を有する、従業員300人以下の企業が対象になります。

男性育休も最近では当たり前になりつつあり企業としての取り組みも、今まで以上に進んでいるように感じています。



(中小企業男性育児休業取得促進奨励金)

取得期間	受給額
14日以上28日未満（所定労働日8日以上含む）	50万円
28日以上（所定労働日16日以上含む）	100万円

上記が、受給額になりますが、男性育休の取得者が出てくると、この愛知県の奨励金の活用だけでなく、更に2つのポイントの検討が可能です。1つ目のポイントは「くるみんマーク」の取得に向けた活用です。くるみんマークを取得することで、働きやすい職場環境として企業PRなどに活かし、人材確保に結び付けるきっかけになると考えます。蛇足にはなりますが、「くるみんマーク」取得に関して『くるみん助成金』として取り組みに掛かった経費の補助を行う制度も、こども家庭庁が所管で行っています。2つ目のポイントは、次回にご紹介予定の厚生労働省の助成金（両立支援等助成金）との併給が可能な点です。機会があれば、是非活用を検討して頂きたいと思います。

最後に、補助金などの関係ではないのですが、これまでの記述の中でも“人材不足”“人材確保”という表現を使っていますが、多くの企業様で、この問題を抱えていらっしゃるかと思います。その解決策の一つとして、次のような愛知県独自の取り組みがあります。今年度から始まった、『中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度』です。

制度の主旨として、多くの学生が奨学金を受給し、就職後、返還している状況の中で、企業が従業員への奨学金返還支援制度を導入することは、学生が企業選びをする際の大きなポイントになっています。このため、愛知県が、中小企業の人材確保を図ることを目的に、従業員の奨学金返還を支援する300人以下の中小企業を対象に、この補助金を交付する制度を創設したのです。

注意点としては、奨学金返還支援事業の特設サイトにて事前に企業としての登録を行い、従業員への奨学金返還支援制度を整備し、奨学金返還のための支援をしている内規のような規程を作成する必要があります。補助額は、20万円/年度（対象従業員1人当たり）となり、2024年4月以降の雇用であり、9月30日までに企業登録決定を受けた場合は、遡って補助対象となりますので、今年度の採用の場合でも、この記事をご覧頂いてからでも間に合うものと思います。



(中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度)



あさの たかゆき
アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之

2005年 アライツ社労士事務所設立。
同年より、愛知労働局・適用指導員を務めた後、愛知県中小企業振興公社専門家登録員や名古屋市新事業支援センター専門家登録員を歴任。
各商工会議所や経営者協会、愛知県労働講座の講師を務めている。現場第一主義で労働問題の解決をはじめ、幅広い労務相談を手掛ける。趣味はトライアスロン。

「令和6年度の“労働の動向”を聴くセミナー」 ウィルあいちで無料開催



さる6月18日、愛知県下各労働基準協会は名古屋北労働基準監督署後援のもと、ウィルあいちにおいて「令和6年度の“労働の動向”を聴くセミナー」を無料開催。愛知県内事業場の経営者等事業場トップ、労務・安全衛生部門責任者など、後日配信のインターネット受講と合わせて約320名が参加しました。

セミナーでは、はじめに名古屋北労働基準監督署 橋本署長が最低賃金改定予定の10月より前に業務改善助成金の活用を勧める案内とともに「本日のセミナーが参加された皆様にとりまして、有益なものとなりますことを祈念します」と挨拶がありました。

続いて第一部「令和6年度の労働基準行政の重点対策」では、各担当者よりパワーポイント資料、各種リーフレットのほか『令和6年度愛知 労働行政のあらまし』とともに、次の説明が行われました。



橋本署長



杉江副署長



日下部副署長



伊藤安全衛生課長

【監督業務の重点課題】

名古屋北労働基準監督署 杉江副署長

「労働行政を取り巻く現状と課題」「最低賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援」「長時間労働の抑制」「労働条件の確保・改善対策」ほか

【労働保険制度】

同 日下部副署長

「労災保険特別加入（フリーランス特別加入等）」「精神事案にかかる労災請求の推移、認定要件」「脳・心臓疾患事案にかかる労災請求の推移、認定要件」「複数事業場労働者制度」「コロナ5類変更後の注意点」ほか

【労働災害の防止】

同 伊藤安全衛生課長

「愛知労働局の労働災害発生状況」「労働災害防止推進計画」「安全経営あいち[®]」「規則等の改正」をはじめ、高年齢労働者対策、熱中症防止対策、フリーランスの就業環境の整備等について



宮澤弁護士

引き続き行われた第二部では「令和6年度の労働全般の動向」をテーマに、宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤弁護士より講演が行われました。宮澤弁護士からは「時間外労働規制適用猶予措置の撤廃」「労働条件明示事項の追加」について丁寧な解説が行われ、セミナーは盛況のうちに終了しました。

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを産業技術センター交流ホールで開催

当協会は、7月12日（金）、あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター交流ホールにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局の刈谷労働基準監督署長 佐野 晃 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向について説明がありました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
理事・事務局長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



佐野署長



講師 市之瀬 氏



体操でリフレッシュ中！



講師 石田 氏

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、8月2日（金）、豊田商工会議所で開催されます。以降は、9月12日（半田市）、10月18日（一宮市）、11月6日（岡崎市）、11月25日（豊川市）、12月3日（西尾市）、来年2月予定（尾張旭・瀬戸地域）、同3月（名古屋市）で開催されます。

<緊急開催>安全衛生管理・リスクアセスメント特別相談会を開催します

当協会は、9月30日（月）、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホールで開催するリスクアセスメントセミナー会場にて、濱田 勉 氏（濱田安全衛生マネジメント合同会社 CEO）を特別相談員に迎え、安全衛生管理やリスクアセスメントに関する特別相談会（無料、事前申込制）を開催します。

濱田氏は長年にわたり、安全衛生管理やリスクアセスメントの普及促進に尽力し、安全衛生担当者、管理監督者はもとより、リスクアセスメントの考え方があらゆる事業活動に密接につながっていることを踏まえて経営者層からのご相談にも様々な角度から幅広く対応します。

日頃、安全衛生やリスクアセスメントの管理についてのお悩みがありましたら、ぜひこの機会をご利用ください。

■開催概要

開催日	2024年9月30日（月）
会場	岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール（特別相談室）
時間	14：30～16：30
参加費	無料
申込	WEBからの事前申込制（募集期間～9月18日（水）まで） ※相談内容の詳細を事前にお伺いします。
その他	対応時間の都合により最大6社（名）、1社（名）20分まで。希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

詳しくは、愛知労働基準協会ホームページまたは本号に封入の開催案内チラシをご確認ください。

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	8月	1	ポーラ名古屋ビル	2.5.6	NSB東海	7.8.9	NSB東海	4.11.18	水谷運輸倉庫
		19	NSB東海	20.21.22	NSB東海	23.26.27	NSB東海		
		26	とよはし産業人材センター	27.28.29	とよはし産業人材センター				
	9月	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.5	NSB東海	6.9.10	NSB東海	8.15.22	水谷運輸倉庫
		6	トヨタ教育センター	7.8.9	トヨタ教育センター	14.15.16	トヨタ教育センター		
		9	江南市民文化会館	15.22.29	㈱稲葉製作所				
		10	ポーラ名古屋ビル	11.12.13	NSB東海	17.18.19	NSB東海	20.24.25	NSB東海
	10月	30	ポーラ名古屋ビル	10/1.2.3 10/7.8.9	NSB東海	10/3.4.7	トヨタL&F白金	10/6.13.20	トヨタL&F北名古屋
		7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	トヨタL&F白金	10.11.15	NSB東海	16.17.18	NSB東海
		16	ポーラ名古屋ビル	21.22.23 24.25.28	トヨタL&F白金	21.22.23	NSB東海		
18		豊川市民文化会館	20.26.27	トピー工業㈱	24.25.28	NSB東海			
28		江南市民文化会館	11/3.10.17	㈱稲葉製作所					

講習会	会場	8月	9月	10月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) トヨタ教育センター		13 21	
	(学) 豊和工業㈱ (実) トヨタ教育センター	20 24		
	(学) 西尾コンベンションホール (実) アイシン金型工機部		12 14	
	(学) 豊和工業㈱ (実) 大同特殊鋼㈱			24 26
	ポーラ名古屋ビル	(学) 6.7 (実) 8or9	(学) 3.4 (実) 5or6	(学) 7.8 (実) 9or10
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 27.28 (実) 29or30	(学) 17.18 (実) 19or20	(学) 22.23 (実) 24or25
	とよはし産業人材教育センター	(学) 24.25 (実) 26or27	(学) 28.29 (実) 30or31	
	アイプラザ半田	(学) 17.18 (実) 19or20	(学) 15.16 (実) 17or18	
	アイプラザ半田	(学) 12.13 (実) 17or18		
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	8.9 28.29	3.4 17.18	7.8 19.20
	アイプラザ豊橋	22.23		25.26 28.29
	江南市民文化会館			3.4
	アイプラザ半田	1.2		
	トヨタ教育センター		11.12	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4 5.6 26.27	5.6 19.20 24.25	1.2 9.10 23.24
	小牧勤労センター			28.29
	西尾コンベンションホール	1.2		
	アイプラザ豊橋			15.16
	トヨタ教育センター		2.3	
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	11.12	17.18
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	21.22	17.18	5.6 30.31
	刈谷商工会議所	8.9		
	岡崎勤労支援センター		11.12	
高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) 豊和工業㈱ (実) ポリテクセンター名古屋港		20 25or26or27	
	ポーラ名古屋ビル	26.27		21.22
はい作業主任者 【学科2日】	岡崎勤労支援センター			8.9
	ポーラ名古屋ビル	15.16 30.31	7.8 26.27	3.4 15.16
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		10.11	

講習会	会場	8月	9月	10月	
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) SDG (実) SDG	26.27 28or29	2.3 4or5		
	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 愛知製鋼			17.18 22	
	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 大同特殊鋼			5.6 12	
	テールゲートリフター 特別教育【学科・実技1日】	アイシン教育センター	20 30	10 30	15 25
	自由研といし研磨試験【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	23	9	11
機械研削といし研磨 試験【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター			(学) 23 (実) 24or25	
	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 三菱電機	19.20 21or22or23		21.22 23or24or25	
	(学) エイジェック (実) エイジェック	5.6 7or8or9	9.10 11or12or13	23or24or25	
	(学) エイジェック (実) エイジェック		9/30/10/1 10/2or3or4		
	(学) トヨタ教育センター (実) トヨタ教育センター	22.23 27or28or29			
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	26		21	
低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 5 (学) 22 (学) 2 (学) 24 (学) 1 (学) 28 (実) 6 (実) 23 (実) 3 (実) 25 (実) 2 (実) 29			
	フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	7 21	4 30	
電機自動車等整備業務 【学科・実技1日】	名鉄整備専門学校	7 26			
安全衛生推進者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル とよはし産業人材開発センター		12.13	21.22	
衛生推進者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		2		
安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2			
局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル		(学) 9.10 (実) 11or12or13		
	SDG ㈱			28.29.30	
マスキットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂			1	
石綿調査者【学科2日】	国際会議場	28.29	19.20	30.31	
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	19.20			
化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	28		23	
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	19.20.21.22		15.16.17.18	
エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル			1.2.3.4	
潜水士【学科2日】	市民会館			28.29	

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	8月	9月	10月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	2 豊田商工会議所	12 ちたしんほしぎきホール (半田)	18 アイプラザ半田
リスクアセスメントセミナー		20 西尾コンベンションホール 30 岡谷製機名古屋公会堂	
化学物質セミナー(基礎・応用)		27 名古屋国際会議場 (応用編)	
物流業界2024年問題で求められる荷主の対応セミナー	7		
治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち			30 名古屋国際会議場 しせあじおホール

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	9/22. 23 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	9/24. 25. 26 トヨタL&F白金オフィス
ガス溶接外国語コース 中国語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	10/12. 13 ポーラ名古屋ビル
	実技【1日】	10/14 トヨタ教育センター